

岐阜県公報

号外 (二) 平成二十一年 八月十八日

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し支出
 することができる金額の制限額 (選挙管理委員会) ページ
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の
 数 (同) 一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による平成二十一年八月
 三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に関し支出することができ
 る金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

種 別	区 域	数	制限額(円)
岐阜県	第 1 区	1	23,991,700円
岐阜県	第 2 区	2	23,783,600円
岐阜県	第 3 区	3	25,364,000円
岐阜県	第 4 区	4	26,521,900円
岐阜県	第 5 区	5	23,449,400円

岐阜県選挙管理委員会告示第八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項
 の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算した数）は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大 松 保 幸

- 1 平成21年8月17日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
 1,694,025人
- 2 総数の50分の1の数
 33,881人
- 3 総数の三分の一の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
 349,005人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び三分の一の数

選挙区名	総数(人)	三分の一の数(人)
岐阜市	336,008	112,003
大垣市	145,124	48,375
高山市	77,373	25,791
多治見市	93,767	31,256
関市	74,233	24,745
中津川市	68,203	22,735
美濃市	19,388	6,463
瑞浪市	32,482	10,828

羽島市	54,402	18,134
恵那市	45,174	15,058
美濃加茂市	39,282	13,094
土岐市	50,328	16,776
各務原市	117,614	39,205
可児市	93,197	31,066
山県市	24,773	8,258
瑞穂市	38,563	12,855
飛騨市	23,279	7,760
本巣市	42,493	14,165
郡上市	38,582	12,861
下呂市	30,785	10,262
海津市	31,871	10,624
羽島郡	36,233	12,078
養老郡	26,544	8,848
不破郡	29,630	9,877
安八郡	19,990	6,664
揖斐郡	59,080	19,694
加茂郡	45,627	15,209